

平成 30 年 9 月 4 日

保護者の皆さま

岸和田市立常盤小学校園
園長 篠本 治久

気象警報発令時の学校の対応について（追加）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市が発令されている場合 ⇒ **臨時休業**
- ②午前7時～始業時間（8：25）で、岸和田市が発令された場合 ⇒ **臨時休業**
- ③始業時間以降、岸和田市が発令された場合 ⇒ **授業中止（授業の繰上げ等）**

2. 「特別警報」、「暴風警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **（原則的に）平常対応**
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ **臨時休業、または授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

今回追加

3. 地域（常盤小学校区）に避難情報（避難準備・避難勧告・避難指示）が出ている、または出された場合

- ①午前7時現在、常盤小学校区に出ている場合 ⇒ **臨時休業**
- ②午前7時～始業時間（8：25）で、常盤小学校区に出された場合 ⇒ **臨時休業**
- ③始業時間以降、常盤小学校区に出された場合 ⇒ **授業中止（授業の繰上げ等）**

※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とします。

※自主避難所開設は関係ありません。

給食の取り扱いについて（小学校）

- ◇始業時間（8：25）までに「特別警報」「暴風警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。